

## 「国境交流推進協議会」設置規約

### (目的)

第1条 与那国町は、平成20年度の内閣官房からの委託事業「平成20年度 地方の元気再生事業『‘国境のまち’再生／与那国島の国境交流推進事業』」の円滑な実施のために、町長の諮問機関として、平成21年3月31日まで「国境交流推進協議会」を設置する。

### (名称)

第2条 この協議会は「国境交流推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

2 「協議会」には、次のワーキング部会（以下、「部会」という。）を置く。

- (1) 特産品振興ワーキング部会（略称：特産品部会）
- (2) チャーター便就航ワーキング部会（略称：交通部会）
- (3) 観光振興ワーキング部会（略称：観光部会）

### (所掌事項)

第3条 「協議会」は、町の委嘱により委託事業（平成20年度地方の元気再生事業「‘国境のまち’再生／与那国島の国境交流推進事業」）の円滑な実施に資する措置等を検討するほか、以下の事項を所掌事項とし、専門的知見をふまえ事業の円滑な実施のための意見を述べるものとする。

- (1) 6月・「台北国際食品見本市(FOOD TAIPEI)」出展のフォローおよび新規展開等を軸とする国内外での与那国島特産品振興の実施に関する事。
- (2) 社会実験「チャーター便直航事業」等による花連⇄与那国間の直接往来促進（海路+空路）の実施に関する事。
- (3) 11月・「ITF（台湾観光協会）台北国際旅行博」への出展等を通じた、国内外をターゲットとする新たな与那国観光振興の実施に関する事。

### (協議会の構成)

第4条 協議会委員長および委員、部会長および委員は町長が任命する。

- 2 「協議会」は16名とし、各「部会」は6名をもって構成する。
- 3 「協議会」に委員長を置く。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。
- 5 「部会」に部会長を置く。
- 6 「協議会」には、顧問を置くことができる。顧問は、「協議会」の取り組み・活動に対し、提言・助言等を行う。

## 「国境交流推進特命事務局」設置規程

### (目的)

第1条 与那国町は、平成20年度の内閣官房からの委託事業「平成20年度 地方の元気再生事業『‘国境のまち’再生／与那国島の国境交流推進事業』」の円滑な実施のために、与那国町行政組織規則（昭和61年4月5日規則第1号）第5条に基づき、「国境交流推進特命事務局」を設置する。

### (名称)

第2条 この事務局は「国境交流推進特命事務局」（以下、「特命事務局」という。）と称する。

### (所掌事項)

第3条 「特命事務局」は、町の委嘱により委託事業（平成20年度地方の元気再生事業「‘国境のまち’再生／与那国島の国境交流推進事業」）の円滑な実施に資する措置等を検討するほか、国境交流推進協議会の開催・運営と関連業務を統括する。

### (事務局員)

第4条 「特命事務局」に、事務局長と職員若干名を置く。

### (雑則)

第5条 このほかの事項は、町役場例規に従う。

附則、この規約は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。